

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

玉名市長

公表日

令和6年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	玉名市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。賦課に係る事務(第1号被保険者)としては、主に、本人の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて保険料額を決定し納付通知を行う。認定申請・支給に係る事務としては、要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、その結果を通知する。地域支援事業においては、基本チェックリストにより、介護予防・日常生活支援総合事業対象者を把握する。 具体的には、 ①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、世帯の所得や生活保護・老齢福祉年金の受給など、策定基礎情報を確認／整備 ④算定基礎情報をもとに、所得段階を決定し賦課計算した結果を納付義務者へ通知 ⑤口座振替や年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ⑦「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定しその結果を通知 ⑧高額介護サービス費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給 ⑨介護予防・日常生活支援総合事業関連業務 ⑩公金受取口座を活用した保険給付を実施
③システムの名称	1.Acrocity介護保険 2.MICJET番号連携サーバ 3.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一第68項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第93項、第94項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 高齢介護課

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

☐提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	---	-------	---	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手)

☐ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	照会業務ごとにマニュアルを作成し、入力する際には必ず確認するようにしている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス可能な職員を限定するなど、アクセス制限を設定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	所属長の役職	課長 辻智子	高齢介護課長	事後	
令和1年6月21日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	玉名市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。賦課に係る事務(第1号被保険者)としては、主に、本人の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて保険料額を決定し納付通知を行う。認定申請・支給に係る事務としては、要介護認定申請を受付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、その結果を通知する。 具体的には、 ①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、世帯の所得や生活保護・高齢福祉年金の受給など、策定基礎情報を確認／整備 ④算定基礎情報をもとに、所得段階を決定し賦課計算した結果を納付義務者へ通知 ⑤口座振替や年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥要介護認定申請を受付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ⑦「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定しその結果を通知 ⑧高額介護サービス費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給	玉名市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。賦課に係る事務(第1号被保険者)としては、主に、本人の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて保険料額を決定し納付通知を行う。認定申請・支給に係る事務としては、要介護認定申請を受付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、その結果を通知する。地域支援事業においては、基本チェックリストにより、介護予防・日常生活支援総合事業対象者を把握する。 具体的には、 ①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、世帯の所得や生活保護・高齢福祉年金の受給など、策定基礎情報を確認／整備 ④算定基礎情報をもとに、所得段階を決定し賦課計算した結果を納付義務者へ通知 ⑤口座振替や年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥要介護認定申請を受付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ⑦「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定しその結果を通知 ⑧高額介護サービス費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給 ⑨介護予防・日常生活支援総合事業関連業務	事後	
令和1年6月21日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二94-2	事後	
令和3年11月1日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二94-2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第93項、第94項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和3年11月1日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和4年12月27日	②事務の概要	玉名市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。賦課に係る事務(第1号被保険者)としては、主に、本人の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて保険料額を決定し納付通知を行う。認定申請・支給に係る事務としては、要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、その結果を通知する。地域支援事業においては、基本チェックリストにより、介護予防・日常生活支援総合事業対象者を把握する。 具体的には、 ①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、世帯の所得や生活保護・老齢福祉年金の受給など、策定基礎情報を確認／整備 ④算定基礎情報をもとに、所得段階を決定し賦課計算した結果を納付義務者へ通知 ⑤口座振替や年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ⑦「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定しその結果を通知 ⑧高額介護サービス費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給 ⑨介護予防・日常生活支援総合事業関連業務 ⑩公金受取口座を活用した保険給付を実施	玉名市では、介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。賦課に係る事務(第1号被保険者)としては、主に、本人の所得や世帯の市民税の課税状況などに応じて保険料額を決定し納付通知を行う。認定申請・支給に係る事務としては、要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、その結果を通知する。地域支援事業においては、基本チェックリストにより、介護予防・日常生活支援総合事業対象者を把握する。 具体的には、 ①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、世帯の所得や生活保護・老齢福祉年金の受給など、策定基礎情報を確認／整備 ④算定基礎情報をもとに、所得段階を決定し賦課計算した結果を納付義務者へ通知 ⑤口座振替や年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ⑦「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定しその結果を通知 ⑧高額介護サービス費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給 ⑨介護予防・日常生活支援総合事業関連業務 ⑩公金受取口座を活用した保険給付を実施	事前	
令和6年12月6日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 照会業務ごとにマニュアルを作成し、入力する際には必ず確認するようにしている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である アクセス可能な職員を限定するなど、アクセス制限を設定している。	事後	